令和7年6月秋田市議会定例会追加提出予定案件

件 名 説 明 「条例案」 1件 1 | 秋田市議員報酬、報酬等の額およ | ○改正理由 びその支給方法に関する条例の一 選挙長等の報酬の額を改定するため、改 部を改正する件 正しようとするもの ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正す | ○ 改 正 要 旨 る法律(令和7年法律第50号):令和7年6月4日公布、公布の日 選挙長等の報酬の額を次のように引き上 施行 げる。 (単位:日額、円) 種 別 改正後 | 現 行 12, 200 10, 800 選挙長 投票所の投票管理者 14, 500 | 12, 800 12,800 11,300 期日前投票所の投票管理者 12, 200 10,800 開票管理者 12, 400 10,900 投票所の投票立会人 10,900 9,600 期日前投票所の投票立会人 10,900 12, 400 指定病院等における不在者 以内 以内 投票の外部立会人 開票および選挙立会人 10, 100 8,900 ○施行期日 公布の目から 「予算案」 1件 |令和7年度秋田市一般会計補正予|○資料別紙 算(第2号)の件